

【 一般事業主行動計画 】

2005年に「次世代育成支援対策推進法」が施行されました。

次世代育成支援対策推進法は、次の世代を担う子供たちが健やかに生まれ、育つことを願い、仕事と子育ての両立を支援し、社員が働きやすい環境づくり、そして、個々の能力を十分に発揮できることを目的とした法律です。

この法律に基づき、当社も労働者が仕事と子育てを両立できるよう「一般事業主行動計画」(※)を策定しました。

※ 一般事業主行動計画とは・・・？

平成17年4月に施行された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、子育てしやすい職場環境づくりを目指し、企業が策定する計画です。101人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、行動計画を公表し、労働者への周知が義務付けられています。

計画期間

令和3年4月1日～令和5年3月31日

計画内容

(目標1) 妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保における相談体制の整備

- 母性健康管理指導事項連絡カードの周知
- 相談窓口の設置

(目標2) 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境整備

- 店舗責任者に対する育児中の社員に対する配慮義務の啓発
- 短時間勤務制度の複数パターン設定

(目標3) 育児休業、時間外労働・深夜業の制限、育児休業給付、産前産後休業等諸制度の周知

- イン트라ネットにおいて、諸制度の詳細を掲載

(目標4) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

- 半日有給休暇制度の利用促進
- 短時間勤務制度、所定外労働の免除、時間外労働の制限、時差出勤制度等の活用啓発

(目標5) 地域の子供や、社員家族の育成に貢献する取り組みを行う。

- 若年者に対するインターシップ等の就業体験機会の提供の促進
- 積極的に、地域の学校からの職場体験学習を受け入れる。